

造影剤について

当院は CT・MRI の造影検査をお受けしています！



■ 造影検査の流れ

① 禁忌事項の確認

造影検査を希望される場合は、対象となる患者様が造影剤投与に係る禁忌事項に該当しないか、必ず医師が確認する必要があります。

禁忌事項については「◎検査のご案内と注意事項」という文書を、当院ホームページ右下にある共同利用のリンク先にご用意しております。文書はダウンロードしていただくか、地域連携室にお申し付けいただければ FAX にて送信いたします。

書式は患者用と医師用の2種類ありますので、医師用の禁忌事項の欄により、該当する項目がないかを確認して下さい。

② 申込書のチェック

禁忌事項を確認した結果、問題がなければ「医療機器共同利用申込書」もしくは「ダイレクト検査申込書」の造影剤使用欄の「要」にチェックを入れて下さい。

③ 放射診断専門医による診察

検査当日は、当院放射線診断専門医が診察を行います。

診察の結果、eGFR の値が $45\text{ml}/\text{min}/1.73\text{mm}^2$ 以下の場合など、副作用のリスクが高いと判断したときは、安全のため原則造影は行いません。その場合、単純のみ実施する場合があります。予めご承知おき下さい。

④ 承諾書の作成

診察の結果、造影剤の使用が可能であると確認できましたら承諾書を作成します。

⑤ 検査の実施

バイタルサインに異常がないことを確認し、造影検査の実施となります。

■ eGFR について ■

CT 検査の造影剤は非イオン系ヨード造影剤を使用します。この造影剤を腎機能が低下している患者様に使用した場合、造影剤腎症を発症するリスクがあります。

また MRI 検査ではガドリニウム造影剤を使用しますが、腎機能が低下している患者に投与した場合、腎性全身性線維症 (NSF) になるリスクがあります。

当院では、1ヶ月以内の eGFR が $45\text{ml}/\text{min}/1.73\text{mm}^2$ 以下の患者様には原則的に造影検査を行わないようにしています。1ヶ月以内に eGFR の値を調べている場合は診療情報提供書に記載していただきたく存じます。

※ もし貴施設で、1 か月以内に eGFR を測定してなくても当院にはstattセンサーというクリアチニン分析装置がありますので大丈夫です。指先から採血し 30 秒で測定できます。